

## 今年度の地域審議会の進め方について

「村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書」の規定により、地域審議会の所掌事項には、合併市町村基本計画の変更に関する事項などについて、市長の諮問に応じて審議し、答申すること、また必要に応じて地域の施策等について、意見を述べるなどがあります。

平成22年度は、市長からの諮問はありませんが、平成23年度から着手する「市民協働のまちづくり」について、地域審議会からご意見をいただきたいと考えており、第2回目以降については、次のように計画しました。

### ○ 第2回（9月）

- ・ 「市民協働のまちづくり指針」について
- ・ 地域組織（地域協議会）のあり方についての市の方針について
- ・ 協議会への財政支援の基本的な考え方について

### ○ 第3回（11月）

- ・ 第2回審議会での説明事項についての意見集約

### ○ 第4回（2月）

- ・ 村上地区における「市民協働のまちづくり」の方向性について